

令和5年度 第08号

令和5年12月17日 み自発第23-69号

今年も残りわずかとなりました。この一年が無事に過ぎようとしておりますのも、日ごろから自治会活動にご理解・ご協力 いただいております会員皆さまのお陰と心より感謝申し上げます。

本年を振り返りますと、新型コロナウィルス感染症の5類移行を受けて自治会の各イベントを従前ベースに戻して実施してまいりました。4月に一堂に会しての通常総会、8月には夏休みラジオ体操、飲食出店や花火打上げ・子ども神輿を含めてのふるさと夏祭り、9月には敬老の集い、10月は横戸小地区町民体育祭・花見川区民まつり、11月には丸ごと秋フェスタ等を開催することが出来ました。また5~7月には集会所の大規模修繕工事を行い、空調・照明機器等更新、屋上防水・外壁塗装替え、建具修繕等を実施しました。

地域防災については、定例の防火防災訓練のほか各イベント機会を捉えての防災体験や地域避難所運営にも注力しています。さらに総務省主導の「地域活動のデジタル化実証事業」にも参加し、「いちのいち(自治会向け SNS アプリ)」の試行をする等将来のデジタル化を見据えた取り組みも行っています。

来年も従来ベースの活動を行なう一方で新しい取り組みも模索していきますので、引き続きのご理解とご協力をお願いいたします。

この年末年始は例年より高温傾向となるも、天気は周期的に変化しそうとの予報です。年始早々には4年ぶりとなる新春マラソン大会・賀詞交歓会等を予定しています。会員の皆さまにおかれましては、どうぞご自愛いただくとともに、来年もより良い年となりますようお祈り申し上げます。

【 令和5年度下期自治会費等納付について 】

自治会費と併せてご協力いただきました「社会福祉協議会」会員募集 並びに「赤い羽根共同募金」の納入状況について、 以下の通り報告いたします。

自治会費(12/8現在)

社会福祉協議会

赤い羽根共同募金



自治会会員の皆さま、班長・副班長の皆さま、自治会費等の納入にあたり、ご多忙にも関わらずご協力頂き誠に有難うご ざいました。

【 年末年始 集会所休館のお知らせ 】

2023年12月29日(金)~2024年1月4日(木)の期間、み春野自治会集会所は年末年始のため休館となります。

【 各部からのお知らせ 】

1. 防災部より

《 避難形態の多様化を踏まえたデジタル技術を活用した避難状況の収集・把握について 》

過去の災害や新型コロナウイルス感染症の影響から、避難生活の在り方が多様化し、在宅避難者等に対する支援のあり方が注目されています。方向転換にあたっては、地域防災力向上やデジタル技術の活用を進める必要があります。 自治会向け SNS「いちのいち」の利用は情報の収集・整理に有益であることから自助・共助の観点から、地域の皆様に「いちのいち」の利用登録を呼びかけています。(登録方法は別途回覧を参照)

被災者本人の安否情報発信を通じて、確実で効率的な支援体制を築くことが重要ですので未登録の方は登録お願い 致します。

2. 環境衛生部より

《 1 年ぶりに清掃キャンペーンを開催しました 》

12月3日(日)に行われました清掃キャンペーン、天候にも恵まれ、無事に実施することができました。400名を超える多くの皆様にご参加いただき、可燃ごみ90袋、不燃ごみ9袋を回収することができました。さらに昨年に続き、集会所内の年末大掃除も実施でき、皆様のおかげで新しい年を清々しく迎えることができます。

引き続きみ春野の美化へのご協力をよろしくお願いします。

3. 親睦部より

《 新春マラソン、賀詞交歓会で明るい新年をスタートさせましょう! 》

2023年はコロナ禍のあらゆる制限が緩和され、自治会関連のイベントにつきましても自治会員の皆様のご協力のお陰で無事に再開することができました。心より感謝申し上げます。

年明けには、1月7日(日)の新春マラソン大会や賀詞交歓会を予定しております。これらを皮切りに明るく元気な一年のスタートを迎えたいと思います。たくさんの方々に足を運んでいただけますようよろしくお願い致します。

4. 交通安全部より

《「飲んだら乗るな、飲むなら乗るな」で交通事故・交通違反をゼロに!》

- お酒を飲めるタイプの方で4時間
- お酒に弱い人、高齢者で5時間

寝る前の缶ビール数本で半日以上アルコールが体内から消えません。朝起きた時も前夜のアルコールが残っている可能性が高く、この状態で運転すれば"飲酒運転"になります。

ビール	日本酒	ウィスキー	ワイン	チューハイ	焼酎
	50			CHLHI	
500ml	180ml	60ml	200ml	350ml	350ml

交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故防止の徹底に努めましょう。

5. 総務部より

《 休会・退会届について 》

近年み春野自治会員の高齢化が進んだことや、ライフステージの変化・海外勤務等の為、自治会員の転居や一時的に別の場所に移住するケースが多く見られるようになってきました。いずれの場合も、自治会員の皆様には、休会届または退会届をご提出いただく必要があります。

休会届: 世帯として一時的にみ春野から転居するものの将来的に戻る可能性ある場合(転勤や介護、施設等への入所) 退会届:住居売却等による転居で将来的にみ春野に戻らない場合

一部退会:同居家族が就学就職・ご結婚等で世帯を離れる等の場合

届出用紙は、み春野HPからダウンロードいただくか班長・副班長または担当役員もしくは集会所にお声がけください。 内容記載後は、班長・副班長または担当役員までお渡しください。

《 拾得物の対応ルールについて 》

「み春野 HP」にも掲載はありますが、み春野の敷地内で落とし物を拾った場合、遺失物法に基づき原則警察署や交番に直接届けてください。集会所や役員・班長にお持ちいただいても、適切に処理ができません。

但し以下の場合、集会所事務室または役員へのお届けも受付ます。

- ① 「集会所内」での拾得物 → 集会所内の事務室に届けてください。
- ② 夏祭りや秋フェスタ等「イベント開催時」での拾得物 → 本部またはその近くにいる役員に届けてください。 いずれの場合であってもお届けから1週間内に所轄警察署・交番に届け出をします。

自治会 HP: http://www.miharuno.shop/ TEL&FAX: 043-239-6733 E-Mail: miharuno_jichikai@hop.ocn.ne.jp